

## 【資料1】

### 留 意 事 項

1 学校給食などの運営上、食中毒及び感染症（O157等）の集団発生（疑いを含む）が見られた場合には、「学校給食法第9条『学校給食衛生管理基準』」に基づき、緊急連絡系統図（別添1・2）のとおり、速やかに県教育委員会（教育事務所等、関係各課）への報告をお願いします。

(1) 集団発生時の報告目安は次のとおりとしてください。

ア 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者が発生した場合又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長（保育所長、園長、校長、学校給食センター長など）が報告を必要と認めた場合

※ア～ウは、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」H17.2.22付け通知（厚生労働省）を参考とし作成しております。

(2) 食中毒及び感染症（O157等）の集団発生ではないが、学校給食従事者にノロウイルス等が検出されたことや異物混入などにより、学校給食を一時停止する場合には、速やかに、学校・学校給食センターから市町村教育委員会等を通じて、県教育委員会（教育事務所等、関係各課）へ情報提供をお願いします。

(3) 学校給食を一時停止する場合、しない場合にかかわらず、報道機関に情報提供する場合は、保健体育課まで、事前に連絡をお願いします。

## 2 その他

(1) 食物アレルギーによるアナフィラキシーが発症した場合には、発症者が1名であっても、速やかに学校から市町村教育委員会等を通じて県教育委員会（教育事務所等、関係各課）へ資料5（様式4）を参考様式として、情報提供をお願いします。

### ※アナフィラキシー

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいう。